

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年5月16日付け障害第154号-3で行った個人情報一部開示決定（整理番号第15号）は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和4年4月26日付けで行った個人情報開示請求に対し、実施機関が令和4年5月16日付けで行った個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、文書の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書、口頭による意見陳述で主張した本件決定に対する不服や反論の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 勘案事項一覧又家賃等6月、7月の文書で後に作られた文書又申請日の後での訂正、本人署名でない文書が含まれていて、代筆により、サービス費H30.10.17.〇〇〇〇のだれが請求と有り、本人署名でない請求でサービス費の詐取が有る。この文書以外に隠している文書が有るのではないかと調べる様に請求します。
- (2) 本人のサインでない文書により国の障害サービス等を利用して、〇〇〇〇への利用供与（原文ママ）で有る可能性が有り、第3者での検証をお願いします。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

本件保有情報は、審査請求人の障害福祉サービスに関する支給の申請及び決定に関する記録である。

本件審査請求において審査請求人が主張する、①サービス支給申請書類のうち申

請者欄の署名が本人筆記でないものが含まれているのではないかと、②提出者欄の施設職員の個人名が開示されていないこと、③審査請求人が開示請求をした内容に対し本件開示文書以外の文書があるのではないかと、このことに対し説明を行うものである。

①につき、申請者欄には審査請求人の名が記載されており、実施機関としては書面上、本人が記載したものである。

②につき、審査請求人以外の者の個人に関する情報は、プライバシー保護の観点から、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。そのため、該当部分につき条例14条3号により非開示とした。

③につき、本件開示文書以外の文書は保持していないため不存在とした。

以上の理由により、本市の対応は条例上適法なものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 審査請求人の署名が偽造されたとの主張について

本件開示文書において、審査請求人の署名がある文書としては、①サービス等利用計画案（計画案作成日平成30年5月25日）、②四日市市障害者（児）移動支援事業利用申請書（申請年月日30年5月25日）、③介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（申請年月日30年5月25日）、④サービス等利用計画案（計画案作成日平成30年7月1日）、⑤同意書、⑥介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請

書（申請年月日30年6月1日）、⑦サービス等利用計画案（計画案作成日平成30年8月1日）、⑧介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（申請年月日30年8月1日）、⑨サービス等利用計画案（計画案作成日平成30年10月9日）⑩計画相談支援給付費支給申請書（申請年月日30年10月17日）、⑪介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（申請年月日30年10月17日）である。

審査請求人は、概要、これらの行政文書につき、本人の署名でない文書が含まれていると主張しているが、一方で、本件審査請求の趣旨は、「部分開示決定を取り消す。との裁決を求めます。」としている。そのため、当審査会における調査審議の対象をどのように捉えるかが問題となる。

この点、審査会は、諮問機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議することが求められており（四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条第1項第1号）、また、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分の違法性又は不当性を判断の対象としている（同法第1条第1項）。そのため、調査審議の対象は、審査請求された処分の違法性又は不当性の判断を行うものと解される。

本件審査請求の趣旨は、前述のとおり、部分開示決定を取り消す裁決を求めるものである。そこで、当審査会としては、行政文書の非開示部分が条例上の非開示事由に該当するかの調査審議を求められているのであり、当該行政文書の署名部分を本人が署名したか否かの判断をすることは求められていないものと思料する。

よって、当審査会では、行政文書の署名部分について、本人が署名したもののか否かは調査審議の対象には該当しないものとし、以下では、非開示部分が条例上の非開示事由に該当するかの判断をする。

(3) 施設職員の個人名について

施設職員の個人名については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、今回の事案に鑑みれば、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例第14条第3号により非開示としたことは適法である。

(4) 他の行政文書の存否について

審査請求人は、開示された行政文書以外に隠している文書があるのではないかと

との主張をするが、具体的にどのような文書があるのかを主張することはなく、また、実施機関としても、開示された行政文書がすべてであるとの説明に不合理な点はないことから、当審査会においては、審査請求人の主張を認めることはできない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月27日	・ 諮問書受理
令和5年7月14日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）
令和5年8月23日	・ 審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年8月30日	・ 審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年9月27日	・ 審議（令和5年度第5回審査会合議体）
令和5年10月31日	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審議 （令和5年度第6回審査会合議体）
令和5年12月8日	・ 審議（令和5年度第7回審査会合議体）
令和6年1月19日	・ 審議（令和5年度第8回審査会合議体）
令和6年2月21日	・ 審議（令和5年度第9回審査会合議体）
令和6年9月17日	・ 審議（令和6年度第4回審査会合議体）

経緯（参考）

令和4年4月26日 個人情報開示請求
 令和4年5月10日 個人情報開示決定等期間延長通知
 令和4年5月16日 個人情報一部開示決定
 令和4年7月27日 審査請求
 令和4年9月2日 弁明書
 令和4年10月3日 反論書